

合意書

徳島健生病院(以下、甲という)と保険薬局名称: _____ (以下、乙という)は、乙の保険薬局における甲の院外処方箋に係わる薬剤師法第 24 条の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、保険薬局での運用においては、患者の不利益を被らないように、十分な説明の上、合意を得てから行うものとする。

【 記 】

1. 院外処方せんにおける疑義照会の運用について

以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。(詳細については徳島健生病院「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」参照)

- ① 成分が同一の銘柄変更
- ② 剤形の変更
- ③ 規格が複数ある医薬品の規格変更
- ④ 軟膏や湿布薬での用量規格の変更
- ⑤ 一包化、半割、粉碎、混合
- ⑥ 残薬調整のための投与日数の短縮
- ⑦ 外用剤の用法追記
- ⑧ 処方日数の適正化
- ⑨ 薬事承認されている「用法」以外の処方
- ⑩ 明らかな用法間違いの変更、追記

2. 開始時期について

開始時期: 令和 年 月 日

3. 合意の解除、内容変更について

合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする

令和 年 月 日

名称(甲) 徳島健康生活協同組合 徳島健生病院
住所 徳島県徳島市下助任町 4 丁目 9
代表者氏名 病院長 佐々木 清美 印

名称(乙)
住所
代表者氏名 印